

長野県新総合交通ビジョン検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 リニア中央新幹線が開業する新時代に向けて、「長野県新総合交通ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を策定するにあたり、幅広い分野の有識者等により交通施策の方向性や内容等を検討するため、「長野県新総合交通ビジョン検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が委嘱する。

(所掌事項)

第3条 委員会では、将来の県内交通体系のあり方等について検討を行う。

2 リニア中央新幹線に関する事項については、リニア中央新幹線関連交通特別委員会設置要綱に基づき設置する「リニア中央新幹線関連交通特別委員会」の検討結果を踏まえ、県全体の交通体系の検討を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年12月5日から平成25年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長をおき、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の庶務は、長野県企画部交通政策課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

リニア中央新幹線関連交通特別委員会設置要綱

(目的)

第1条 長野県新総合交通ビジョンを策定するにあたり、リニア中央新幹線の開業を見据えた交通体系の基本的な方向を検討するため、長野県新総合交通ビジョン検討委員会設置要綱に基づき設置した「長野県新総合交通ビジョン検討委員会」内に「リニア中央新幹線関連交通特別委員会」(以下「特別委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 特別委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、「長野県新総合交通ビジョン検討委員会」のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成23年12月5日から平成25年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 特別委員会に委員長をおき、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 特別委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 特別委員会の庶務は、長野県企画部交通政策課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、特別委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。